

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

日本・アジア太平洋経済と広域経済連携 ～FTA・TPPの考え方～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員
中村 明

akira_nakamura@iima.or.jp

<要旨>

- (1) TPP (環太平洋パートナーシップ協定) の賛否を巡る論争が続いている。従来の FTA (自由貿易協定) に比べ反対の論調が目立つ理由は、原則として物品貿易の即時関税撤廃が要求されるとみられること、および米国という農産品輸出力と通商交渉上の政治力を有する国が関係しているため。
- (2) アジア太平洋地域においては、複数国・地域を包含した広域経済連携の締結は実現しておらず、ASEAN+3 および ASEAN+6 の枠組みでの経済連携はいずれも構想段階にとどまった。そうしたなか、2009年に米国が TPP への参加交渉入りを表明し、環太平洋地域における広域経済連携へ向けた動きが加速した。
- (3) TPP は FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) というアジア太平洋地域の枠組みにおける、貿易・投資自由化のゴールを実現するための経路の一つと位置付けられ、また現在交渉が進んでいる唯一の枠組みである。TPP に参加した場合、経済全体で見ればプラスの効果があり、交渉参加が求められよう。
- (4) 問題は、参加によりデメリットが及ぶ分野があることである。政府には、TPP 参加に伴い特定の産業・分野に及ぶ不利益が少しでも小さくなるよう、交渉において外交手腕の発揮が求められよう。

- (5) とりわけ農業については、韓国が実施してきたように、農産品の中心であるコメが関税撤廃の例外項目となるよう外交で最善を尽くすことが期待される。それが難しい場合には、産業のあるべき姿が変わる必要のある他の農産品も含め、調整のスピードとコストが大きくなりすぎないように損失補填に加え、農産品の競争力を引き上げるような財政支援を行う必要がある。

<本文>

はじめに

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の賛否を巡る論争が続いている。2010年10月に菅首相（当時）が交渉参加の検討を表明したことを契機に、TPPは通商政策における争点として浮上し、新聞・雑誌・テレビなど各種メディアにおいて、政治家・専門家・業界団体などの関係者が議論を繰り広げてきた。従来のFTA（自由貿易協定）に比べ反対の論調が目立つ理由は、原則として物品貿易の即時関税撤廃が要求されるとみられること、および米国という農産品輸出力と通商交渉上の政治力を有する国が関係しているためであろう。

2011年11月のAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議において、野田首相が交渉参加に向け関係国との協議に入る方針を正式に表明し、今後の政策の方向性が概ね定まったため、議論はピークアウトした感はあるものの、依然として収まりはついていない。そこで、これまでのアジア太平洋におけるFTA締結の流れとTPPの関係、および日本への影響などについて整理してみた。

1. アジア太平洋におけるFTAの締結の流れ

(1) 世界のFTA締結とアジア太平洋の動き

1990年代以降、FTAおよびEPA（経済連携協定、以下ではFTAで総称¹）の締結をはじめ地域経済統合が進み、貿易や投資に対する障壁の削減による経済のグローバル化が進行してきた。その背景は、国際経済環境と各国の開発戦略の変化に集約される。経済産業省「通商白書2011」によれば、地域別にみた特徴は、(a)「欧米諸国が経済関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化などによる経済連携を図る動きを活発

¹ 海外においてはとくに、FTAはEPAの内容も含んだ形で用いられることが多い。

化させたこと」、(b)「NIEsやASEANの開放政策の成功に倣い、チリ・メキシコ・ペルーなどの中南米新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、そのなかでFTAを活用する戦略を採ったこと」、そして(c)「日本を含む東アジアがFTAに積極姿勢に転じたこと」である。

このような2国間や2地域間、さらにはより広い地域で個別にFTA締結が進展してきた背景は、WTO（世界貿易機関）の枠組みでの多数国間の意見集約が、参加国の増加や新興国の台頭により従来以上に難しくなり、世界的な自由貿易の動きが進まなくなったことである。各国・地域はそれぞれの戦略に基づき、個別の貿易自由化の動きに特化せざるを得なかった。

一方、アジア地域においては、CMI（チェンマイイニシアティブ）という通貨スワップ協定の締結などの緊急時の外貨資金融通の仕組み、あるいはABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）といった金融・資本取引における地域協力がアジア危機後に本格化した。また、1980年代後半の円高局面において日本企業のアジア進出が本格化したことを契機に、以後各国企業による直接投資を梃子とした域内での生産・貿易ネットワークの形成が進展した。こうしたなか、FTAの締結は、1992年という比較的早い段階でASEANにおける自由貿易地域（以下ではAFTA）が形成された以外は遅れが目立ち、その後は2002年11月に日本とシンガポールのFTAが発効するまで締結の実績がなかった。

アジア太平洋地域においてFTA形成の転機となった要因のひとつが、WTO加盟以降本格化した中国のFTA締結の動きである。大国の中国が2001年のWTO加盟以降、域内外各国と積極的にFTA締結を進めたことにも触発され、日本、韓国といった北東アジア、さらにはインド、豪州、ニュージーランドなど南アジア・オセアニア地区を含め、アジア・オセアニア地域全体で2カ国・2地域間のFTA締結が本格化した。この結果、域内におけるFTAは、2010年にAFTAが完成し、またASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドといった周辺主要国とのFTA（ASEAN+1）が発効するなど、新たな段階に移行した。

(2) 遅れる広域経済連携の締結

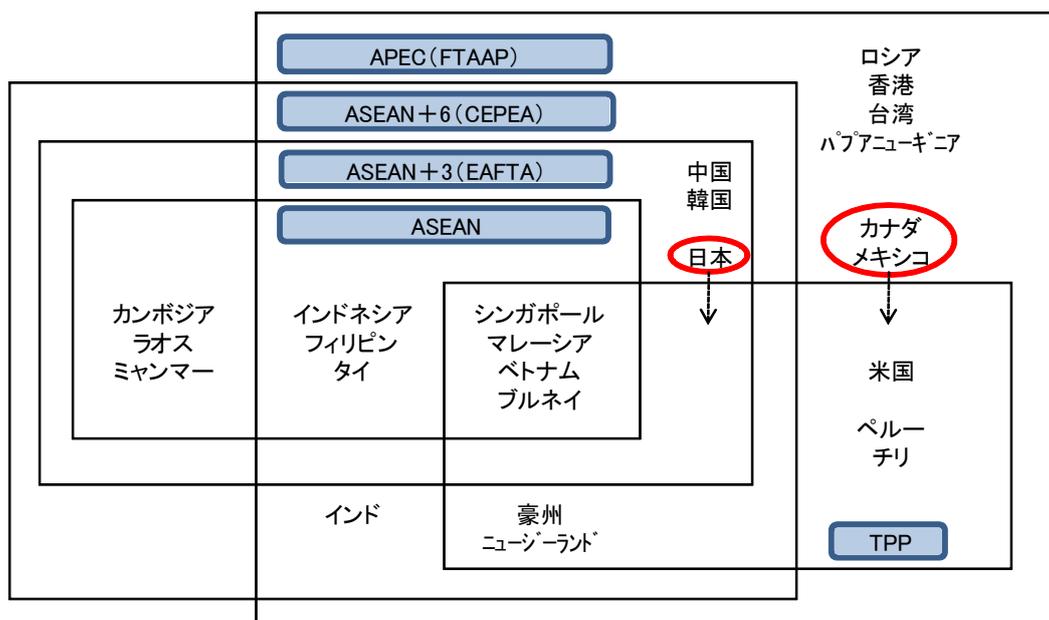
ただし、地域内での複数国・地域を包含したFTA、すなわち広域経済連携の締結は実現しておらず、課題として残された。その後2003年には日中韓3カ国によるFTA構想へ向けた研究が民間レベルで始まり、以後ASEANにこの3カ国を加えたASEAN+3によるEAFTA（東アジア自由貿易圏）構想、またこれらにインド、豪州、ニュージーランドを加えたASEAN+6の枠組みでのCEPEA（東アジア包括的経済連携）構想に関して、官民による研究・政府間の議論が行われてきた。さらに、アジア・オセアニアにとどまらず環太平洋地域の貿易自由化を目指すFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）構

想が 2006 年 11 月に米国から提案された。

そうしたなか、米国が 2008 年に TPP へ参加の意向を示し、2009 年にオバマ大統領の下で正式に参加交渉入りを表明したことが環太平洋地域における広域経済連携へ向けた動きを加速させた。TPP は、2006 年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 カ国で発効した P4 協定(環太平洋戦略経済連携協定)を基礎とした広域 FTA であり、当初の交渉参加国に限らず、一定の条件を満たせば新規加入が可能である。その後、米国をはじめ、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシアの 5 カ国が加わり交渉が進められ、広域経済連携としての地位を高めてきた。

日本は、菅首相が 2010 年 10 月の所信表明演説において交渉参加の検討を表明し、2011 年 11 月に野田首相が交渉参加に向け関係国との協議に入る方針を正式に示し、同じく交渉参加を表明したメキシコ、カナダとともに交渉参加国との事前協議を開始した。

図表 1：アジア太平洋地域における広域経済連携協定



(出所) 外務省、各種報道資料

2. アジア太平洋の広域経済連携での TPP の位置付けと日本にとっての役割

アジア太平洋地域においては、日中、日韓など経済規模の大きい国の間で FTA が締結に至っていない例があるものの、貿易自由化・経済連携の中心は、2 国間あるいは 2 地域間から広域経済連携へシフトしている。環太平洋地域における多国間経済協力の推進を目指す APEC では、2010 年 10 月の首脳会合において、包括的な自由貿易として追及されるべき FTAAP の実現に向けて具体的な措置をとることの合意がなされ、EAFTA、

CEPEA、TPP といった地域的な広域 FTA の取り組みを基礎として発展させていく方針が示された。このように、TPP は FTAAP というアジア太平洋地域の枠組みにおける、貿易・投資自由化のゴールを実現するための経路の一つと位置付けられる。

日本は広域 FTA として、ASEAN+6 の枠組みによる CEPEA を提唱してきた。ただし、EAFTA とともに遅々として進展せず現段階では構想段階にとどまっており、FTAAP に至る 3 つの道筋のなかで唯一交渉が進んでいる枠組みは TPP である。また、米国が交渉参加を表明したことにより、それまで 4 つの小国による協定 (P4) にとどまっていた TPP は、FTAAP へのステップとしての地位を一気に高め、アジア太平洋における広域 FTA の流れは概ね決定付けられたといえよう。なお、米国は、参加国全員の同意があれば後からの加入が認められるという条項を用いて、アジア太平洋各国が順次 TPP への交渉参加を想定している模様である。

自由な貿易・投資は原則として各国経済に恩恵をもたらすとの前提に立つ限り、WTO が機能しない状況の下では、代替手段として FTA によって個別に貿易・投資の自由化および経済連携を進めていくことが国益に適う行為であり、各国ともに避けて通れない。日本が提唱した中韓両国を含んだ FTA 構想が進まないなかで、締結の可能性がある広域経済連携の交渉に参加しないことは機会利得の損失につながる。日本は、1990 年代後半に、FTA 締結の流れに乗り遅れた過去があり、今回同じ轍を踏むべきではなかろう。

一方、日本の FTA の問題の一つが、国際標準からみたカバー率² (FTA 締結国との貿易額が全貿易額に占める割合) および自由化水準の低さである。物品貿易における発行済 FTA のカバー率は、日本が 17.6% と、FTA よりも統合度の高い関税同盟³が締結されている EU 73.9% はもとより、米国 34.4% や中国 21.4% を大きく下回っている。また、物品貿易に占める自由化率 (10 年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合) は、日本がこれまで締結してきた FTA は総じて 87% 前後であるのに対し、米国の場合は 95% を上回るものがほとんどである。貿易自由化率の低さは、日本が農産品を中心に多くの例外品目を設けたうえ、それでも締結が可能な FTA を結んできたためである。

TPP は高いレベルの貿易自由化を目指しており、原則として物品貿易の全品目について即時または 10 年以内に関税撤廃が要求されるとみられるため、参加は貿易自由化率の上昇につながる。また、貿易ウェイトが大きく重要な相手であるにもかかわらず、農業問題などからこれまで FTA 締結が難しかった米国や豪州を含んだ地域連携協定となるため、カバー率も上昇することとなる。

² 2011 年 6 月時点。

³ ベル・バラッサによれば、地域経済統合は統合度合いの緩い順に以下の通り、5 段階分類される。

- ① FTA。自由貿易地域 (Free Trade Area) もしくは自由貿易協定 (Free Trade Agreement)。
：加盟国間の貿易に関する関税および数量制限が撤廃。
- ② 関税同盟：FTA に加え加盟国により非加盟国に対して共通関税が適用。
- ③ 共同市場：貿易上の制限の撤廃にとどまらず、加盟国間での資本・労働などの生産要素の移動の制限も撤廃。
- ④ 経済同盟：共同市場を基礎として、加盟国間で経済政策の調整がある程度実施。
- ⑤ 完全な経済統合：経済政策が完全に統一され超国家的機関が設置。

さらに、日本の TPP 交渉参加への表明により、従来 FTA 締結を進めたかったにもかかわらず、実現しなかった国・地域が触発され、日本・EU、日中韓などの FTA 交渉に始動の兆しがみられるなど、広域経済連携が前進しつつある。とくに、中国は米国の TPP 交渉の動きを警戒し、ASEAN や日韓への働き掛けを強めており、当初は否定的だった ASEAN+6 の FTA 構想にも歩み寄りをみせている。また、中国内では、将来の交渉参加の可能性を想定し、このまま中国が TPP 交渉に参加せず米国主導の協定ができることを危惧する見方がある模様である。こうしたなかで、日本は、チャンス成果につなげるべく、米国、中韓、ASEAN と通商交渉を進めていく必要があろう。

3. TPP の日本その他アジア太平洋諸国への影響

TPP に参加した場合、経済全体としてみれば各国にプラスの効果があり、日本もその例外ではない。問題となるのは、参加によりデメリットが及ぶ分野があることである。また、この枠組みに入らない国・地域へマイナスの効果があり、仮にこれらの国々が戦略的な行動に出れば、今後、広域経済連携締結の進展が遅れる可能性があり、通商政策を考えるうえで注意を要する。

(1) マクロモデルによる経済へのインパクト

経済産業研究所の推計によると、TPP その他アジア太平洋における広域経済連携が各国実質 GDP へ及ぼす効果は図表 2 の通りである。どの広域経済連携も、参加国の経済にはプラス、非参加国の経済にはマイナスの効果をもたらす。なお、これはマクロ経済モデルをもとに、経済への影響を 1 国全体としてみたもので、どの国に関しても、産業別など経済主体別にみれば恩恵を受ける分野と不利益を被る分野が存在しうる。

日本の実質 GDP は TPP により 0.54%押し上げられると試算されており、他の広域経済連携を含めると、効果は参加国が最多となる FTAAP において最も大きく、以下参加国数に応じ CEPEA、EAFTA の順となっている。また、日本と同様に 4 つの広域経済連携すべてに参加する可能性のある国にとって、経済効果の大きさは概ね日本と同様の順序になっている。日本にとっても、他の国々にとっても、FTAAP が最大の経済効果をもたらす姿となっており、APEC 会合でアジア太平洋地域での経済連携のゴールとされていることと整合的である。

一方で、4 つの広域経済連携すべてに参加する可能性のある国にとって、TPP から得られる経済へのプラス効果は最も小さく、FTAAP に至るまでの道筋として位置付けられる他の地域 FTA の方が、プラスのインパクトは大きい。ただし、CEPEA および EAFTA の枠組みは構想段階を脱しておらず、FTAAP に至る 3 つの道筋の中で唯一交渉が進んでいる TPP に取り組むことが、当面の現実的な選択といえる。

図表 2：地域的貿易自由化による実質 GDP 押し上げ効果

	TPP	FTAAP	ASEAN+6 (CEPEA)	ASEAN+3 (EAFTA)
日本	0.54	1.36	1.10	1.04
中国	▲ 0.30	5.83	3.43	3.16
韓国	▲ 0.33	7.10	6.34	5.94
シンガポール	0.97	2.42	3.15	2.71
インドネシア	▲ 0.36	3.64	3.69	3.00
マレーシア	4.57	9.43	8.27	7.53
フィリピン	▲ 0.39	6.07	4.60	4.42
タイ	▲ 0.89	20.24	17.03	16.31
ベトナム	12.81	34.75	23.42	23.13
インド	▲ 0.22	▲ 0.91	2.99	▲ 0.29
豪州	1.16	2.08	2.44	▲ 0.04
ニュージーランド	2.15	3.80	2.29	▲ 0.19
米国	0.09	0.26	▲ 0.07	▲ 0.03

(注) それぞれが単体で実現した場合の効果。

(出所) 経済産業研究所コラム「EPA の優先順位：経済効果の大きい貿易相手は？」

(2) 農業への影響と韓国の事例

現在交渉中であることなどから、全容を把握するのは困難で、また詳細が不明な点も多いが、24 の作業部会が設置され、21 の幅広い分野について交渉が行われている（図表 3）。ほとんどの分野が、それぞれ日本経済にとってのメリット・デメリット双方を有しており、今後の検討・交渉を慎重に進めていく必要がある。物品貿易の関税撤廃・削減を主な内容とする「物品市場アクセス」の分野では、関税撤廃による安価な農産品の輸入拡大により、農業が甚大な不利益を被ることが懸念されており、実際に TPP 反対運動が盛り上がった際、その中心となった主体は農業関係者であった。ただし、P4 協定の例を踏まえると、この分野については、必ずしも全品目について即時に関税撤廃を求められるとは限らず、関係者同士での十分な議論と冷静な対応が求められる。

こうした日本の農業が置かれた状況と今後の対策を考えるうえで参考になるのが韓国の事例である。韓国は、FTA を積極的に推進する一方で、農産品の市場開放には慎重なスタンスを維持してきたが、農業従事者による反発がなかったわけではない。そうしたなか、これまで米国、EU といった大国との FTA 締結を成功させてきた主因は、(a) コメの市場開放に強固な保護姿勢を維持したこと、および (b) 農業に対し財政支援による補償を行ったことである。

韓国において、コメは日本と同様に主食であり、農業部門の生産額に占める比率が大きい。韓国政府は、2003 年にチリとの間で FTA を調印した後、米国、EU、インドなど数々の国・地域との FTA 交渉・締結において、米を関税撤廃の例外品目とし続けてきた。

一方、その他の農産物に関しては、貿易自由化に伴う輸入増加などにより被害を受け

る品目に対して、韓国政府は財政資金を投じ被害を補填した。内容は農産物の輸入増加によって被害を受ける品目全体にわたり、過去3年間の粗収入を平均した金額と比較して、80%以下になった農家に対し、被害金額の85%を支援するという手厚いものであった。注目されるのは、こうした農家への被害補填が個別のFTA発効に対して照準を絞ったものであるだけでなく、WTO加盟を受けた農業・農村分野全般への総合対策の中の一つとして実施されてきたことである。韓国政府は、①被害補填、②競争力強化、③所得基盤の拡充という3項目からなる国内農業全体の発展に資する農業対策として、2003年11月に「119.3兆ウォン投融資計画」を策定した。対象期間は翌2004年から2013年までの10年間であり、総予算は策定時の名目GDPの14%に相当する大きな規模であった。さらに、2007年には、米韓FTA締結に伴い投融資額が増額されている。

こうした韓国の経験を踏まえると、日本はTPP交渉参加において、まず可能な限りコメを関税撤廃の例外項目とするよう外交努力を駆使すべきである。それが無理な場合、関税を完全に撤廃するまでの猶予とされている10年間に、その他の農産品も併せ、損失補填に加え農産品の競争力を引き上げるような構造調整を促す財政支援を行う必要がある。この結果、コメに関しては、輸入関税の賦課と生産調整による価格支持政策という日本固有の価格維持による支援から、世界標準の直接支払による支援に近づくとみられる。

図表 3 : TPP 交渉 21 分野と主要項目の日本への影響

	交渉分野	主な内容	プラス効果が見込まれる内容	マイナス効果が見込まれる、あるいは検討を要する事項
1	物品市場アクセス(①農業、②繊維・衣料品、③工業)	物品貿易の関税撤廃・削減	輸出拡大	農林水産品の関税撤廃
2	原産地規則	関税撤廃・削減対象の基準	貿易事務の合理化による実務の円滑化	原産地確認の制度変更に伴い、新たな体制を構築する必要
3	貿易円滑化	貿易手続きの簡素化	同左	特になし
4	衛生植物検疫 (SPS)	食品の安全規格基準	特になし	検疫水準の低下
5	貿易の技術的障害 (TBT)	製品の安全規格基準	貿易に関する問題解決の加速	遺伝子組み換え作物の表示が変る可能性
6	貿易救済(セーフガード等)	セーフガードの発動条件	特定品目をセーフガードで保護できる可能性	特定品目をセーフガードで保護できる可能性
7	政府調達	政府の物品・サービス調達に関するルール	日本企業の海外での公共事業への参入加速	外国企業の日本での公共事業への参入加速
8	知的財産	模倣品・海賊版の取り締まり	日本企業の知的財産権保護強化	特許制度変更の可能性
9	競争政策	省略		
10	越境サービス貿易	模倣品・海賊版の取り締まり	自由化分野の拡大	国家資格制度変更の可能性
11	商用関係者の移動	商用の入国、一時滞在の要件・手続き	商用関係者の外国への入国・一時滞在が容易になる可能性	特になし
12	金融サービス	国境を越える金融サービスの提供ルール	海外での金融関連企業のビジネス環境整備	郵政、共済に追加的な約束を求められる可能性
13	電気通信サービス	省略		
14	電子商取引	省略		
15	投資	内外投資家の差別禁止	日本企業の海外での投資環境改善	ISDS条項(投資家と国家の紛争解決手続き)に基づき、外国投資家から日本が訴えられる可能性
16	環境	貿易・投資促進のための環境基準緩和を禁止	環境で先進的立場にある日本企業の競争力強化	漁業補助金やサメの漁獲などが問題視
17	労働	貿易・投資促進のための労働基準緩和を禁止	不当競争による事業コスト上昇を防止	特になし
18	制度的事項	省略		
19	紛争解決	省略		
20	協力	省略		
21	分野横断的事項	省略		

(出所) 内閣官房、内閣府、外務省他「TPP 協定交渉の分野別状況」2011年10月、その他各種報道

(3) スケジュール

日本が TPP 交渉に参加するには現在交渉参加している 9 カ国すべての承認が必要となる。承認手続きは、多くの国において閣議決定など政府レベルの判断となる一方、米国では議会の承認が必要となるため、手続きに最も多くの時間を要するとみられる。この点を勘案すると、日本の交渉参加は、2012 年春から夏ごろになるとの見方が有力である。

他方、TPP 交渉参加国は 2012 年中の協定妥結を目指し、3 月に行った豪州会合に続き、今後年内に数回の会合を開く予定となっている。ただし、米国では大統領選挙が実施される 11 月まで、政府および議会いずれもが利害関係者に配慮し、交渉を進めづらい状況が続くとみられる。また、日本やメキシコ、カナダが加われば、交渉は一層複雑化しよう。これらの点を踏まえると、年内は交渉が進展せず、妥結は 2013 年以降にずれ込む可能性もある。交渉が長期化すれば、遅れて参加交渉入りした日本にとって、ルール

作りを有利に運ぶ余地が出てこよう。

4. むすび

日本経済は、従来、企業が最適立地を求めて海外進出を行うことで、アジアを中心に分業体制に基づいたサプライチェーン網を構築し、貿易・投資の拡大促進のメリットを享受してきた。国内市場の成長力が低下するなか、多くの企業は、日本が FTA を締結していない米国、EU、豪州など先進諸国への製品輸出拠点を、これら先進諸国と FTA を締結している新興国・途上国へ移管してきた。そうした企業の行動は個々のミクロの判断としてはやむを得ないが、国内の雇用創出機会を削いできたのも事実である。円高や税率格差による生産コストのデメリットを補うためには、TPP を触媒に、先進国との広域経済連携を進めていく必要がある。また、高度な技術を有する先進国との貿易により、企業の生産性が向上するとの最近の研究もあり、この点からも TPP 参加の意義は大きい。

政府には、TPP 参加に伴い農業など特定の産業・分野に及ぶ不利益が少しでも小さくなるよう、交渉において外交手腕の発揮が求められよう。とりわけ農業については、韓国が実施してきたように、農産物の中心であるコメが関税撤廃の例外項目となるよう外交で最善を尽くすことが期待される。それが難しい場合には、産業のあるべき姿が変わる必要のある他の農産物も含め、調整のスピードとコストが大きくなりすぎないよう損失補填に加え、農産物の競争力を引き上げるような財政支援を行う必要がある。

もとより、競争力の小さい産業を過度に保護し続け、競争力の大きい産業を締め出すことになるのならば本末転倒ではなかろうか。リーディング産業が海外の市場で必要以上に不利な条件に置かれられないようにするために、より広い地域とより多くの品目での貿易自由化・経済連携を目指し、今後、TPP を筆頭に複数の FTA 締結を同時並行的に進めていく必要がある。

以 上

参考文献

- 馬田啓一「TPP と東アジア経済統合：米中の角逐と日本の役割」季刊 国際貿易と投資
2012 年 No.87
- 奥田聡、渡辺雄一「韓国農業と国内支援策の動向」IDE-JETRO 2011 年 2 月
- 川崎研一「EPA の優先順位：経済効果の大きい貿易相手は？」経済産業研究所コラム
2011 年 5 月
- 「TPP 参加を巡る基礎から応用まで 24 の Q&A」野村総合研究所 2011 年 11 月
- 経済産業省「通商白書」2010 年版、2011 年版
- 国立国会図書館「環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる動向と課題」2011 年 11 月
- 戸堂康之「TPP 参加の意義、国際化、生産性向上の鍵に」経済産業研究所コラム 2011
年 10 月
- 内閣官房、内閣府、外務省他「TPP 協定交渉の分野別状況」2011 年 10 月
- 中島朋義「東アジア経済統合と北東アジア - 日本の視点」環日本海経済研究所 ERINA
Discussion Paper No.1104 2011 年 11 月
- 日本・東京商工会議所「TPP 交渉早期参加についての見解」2011 年 9 月

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan
Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2
電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: <http://www.iima.or.jp>